

○和歌山市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例

平成24年12月20日

条例第52号

(趣旨)

第1条 この条例は、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成23年法律第72号）第4条の規定による改正後の健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号。以下この条及び第3条において「改正法」という。）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正法第26条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号。次条において「旧法」という。）第110条第1項及び第2項の規定に基づき、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例で使用する用語は、旧法で使用する用語の例による。

(指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準)

第3条 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準は、次条から第7条までに規定するもののほか、改正法附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成24年厚生労働省令第10号）第1条の規定による廃止前の指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第41号。以下この条及び次条において「旧令」という。）の規定（旧令第36条を除く。）による基準をもって、その基準とする。

(記録の整備)

第4条 旧令第36条の規定は、指定介護療養型医療施設が整備し、かつ、保存しなければならない記録について準用する。この場合において、同条第2項中「その完結の日から2年間」とあるのは、「当該指定介護療養施設サービスを提供した日から5年間」と読み替えるものとする。

(人権擁護)

第5条 指定介護療養型医療施設には、入院患者の人権を擁護するため、人権擁護推進員を置かなければならない。

2 指定介護療養型医療施設は、従業者に対し、人権擁護に関する研修を実施しなければならない。

(災害対策推進員の配置)

第6条 指定介護療養型医療施設には、非常災害対策を推進するため、災害対策推進員を置かなければならない。

(安全管理対策推進員の配置)

第7条 指定介護療養型医療施設には、入院患者の安全管理対策を推進するため、安全管理対策推進員を置かなければならない。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。